

日栄発 第28-328-1号
平成28年11月30日

各都道府県栄養士会会長 様

公益社団法人 日本栄養士会
代表理事会長 小松 龍史
(公印省略)

生涯教育への移行措置期間延長について

日頃より生涯教育制度の運営に対しまして、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、生涯学習から生涯教育への移行措置期間は、平成28年度の「認定管理栄養士・認定栄養士」認定審査申請までとしておりましたが、平成32年度の「認定管理栄養士・認定栄養士」認定審査申請まで延長することとなりましたのでお知らせいたします。

変更に伴い、貴会へご迷惑をおかけいたしますこと、改めてお詫び申し上げます。

移行措置期間の延長に伴いまして、生涯学習で取得した単位の移行は平成21年度（震災県は20年）以降を対象とし、認定審査に必要な60単位の中へ加える事ができます。また、この措置は実務経験15年以上の会員の認定管理栄養士・認定栄養士の資格取得を積極的に促すことをねらいとしています。貴会会員への声かけをぜひよろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、先般11月5日に開催の生涯教育担当者会議において説明をさせていただいておりますが、会員向けとしては、日本栄養士会ホームページ上にて周知をはかってまいります。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。